

生活保護システムにより発行した保護決定通知書における 記載内容の一部誤表示について

堺市が生活保護システム（以下、「システム」）により発行し、市内の生活保護受給者へ送付した今年12月の保護決定通知書（以下、「通知書」）のうち、最低生活費を上回る収入がある487世帯の記載内容の一部において、記載されるべき情報が記載されていないことが判明しました。

本来、生活保護受給者に最低生活費を上回る収入があった場合、当該月の生活保護費を精算するため、医療や介護にかかった際に本人負担が生じ、通知書の「本人支払額」欄にその負担額が記載されます。しかし当事案は、収入が最低生活費を上回るにも関わらず、「本人支払額」欄への記載がない状態で通知書が出力され、対象世帯へ送付されたものです。

通知書に誤りのあった方にご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。対象の世帯には、各区役所生活援護課から個別に丁寧な説明と謝罪を行い、改めて正しい通知書を送付します。また、今後のシステム改修の際にはシステム仕様の確認を丁寧に行うなど、再発防止に努めます。

なお、調査の結果、通知書上の誤表示のみが発生しており、実際の生活保護費支給額や医療機関等への本人支払額に影響はありません。また、原因となったシステムの仕様については、既に適切な仕様に変更しました。

1 経過

○令和5年11月22日（水）～同月27日（月）

・各区役所生活援護課から各生活保護受給者に通知書を発送しました。

○令和5年12月4日（月）

・北区役所生活援護課に生活保護受給者が来所し、「12月の通知書の『本人支払額』欄を確認したところ、本人支払額が発生しているはずなのに記載がない」旨の指摘がありました。

・同課で生活保護費支給明細書と突合した結果、通知書に記載されている「本人支払額」に誤りがあることが判明し、本人に謝罪しました。

・同課から生活援護管理課へ同内容の報告があり、生活援護管理課からシステム管理を担う事業者（以下、「事業者」）に事案の調査を指示しました。

○令和5年12月5日（火）

・事業者による調査の結果、誤表示の原因や誤表示がある保護決定通知書を送付した世帯数が判明しました。

・また、12月支給の生活保護費に影響が生じていないか、生活保護受給者が本人支払額を支払う根拠となる医療券・介護券に記載している本人支払額への影響はないかなどの調査を事業者へ指示しました。加えて、12月の通知書の「本人支払額」欄に正しい額が記載されるよう仕様変更指示を行いました。

○令和 5 年 12 月 6 日（水）

- ・事業者による調査の結果、12 月の通知書の「本人支払額」欄のみ誤表示が生じており、実際の生活保護費支給額や医療券・介護券の本人支払額の記載には影響がないことが判明しました。
- ・正しい「本人支払額」が記載される通知書を発行できるよう、システム仕様の変更が完了しました。
- ・生活援護管理課から各区役所生活援護課へ連絡の上、事象の説明と、各生活保護受給者への説明及び謝罪を要請しました。

○令和 5 年 12 月 7 日（木）

- ・各区役所生活援護課から各生活保護受給者への説明と謝罪を開始しました。

2 原因

- ・令和 5 年 1 月に実施したシステムの再構築の際に、12 月分の生活保護費としてのみ支給される「期末一時扶助」の処理におけるプログラムの仕様について確認作業を徹底できていませんでした。このため、通知書の「本人支払額」欄の表示について、旧システムでは「期末一時扶助」を含まない生活保護費と収入との対比で算定する仕様であった一方、新システムでは「期末一時扶助」を含む生活保護費と収入との対比で算定する仕様であることに気付くことができませんでした。また、「期末一時扶助」が 12 月のみに支給される生活保護費であることから、令和 5 年 1 月のシステム移行後、今回初めて「期末一時扶助」の支給が行われるまで発見することができませんでした。

3 誤表示がある通知書を送付した世帯数について

誤表示がある通知書を送付した世帯数は市内の生活保護受給世帯 19,415 世帯（令和 5 年 11 月 1 日現在）のうち区役所ごとに以下のとおり。

区役所	件数（件）
堺	159
中	51
東	38
西	74
南	74
北	74
美原	17
全市合計	487

4 再発防止策

- ・他に同様の事案が生じる可能性がないか、システム仕様の運用テストによるチェックをし、確認されれば速やかに事業者へ改修指示を行います。また、今後のシステム移行時には、プログラミング仕様についての確認を頻度を問わず納品時の運用テストでチェックすることにより徹底します。

- ・システム移行や改修後初めての給付対象となるような費目の支給がある場合には、サンプリングによるチェックを本市と事業者で協力し実施します。また、各区役所生活援護課においても支給明細書と通知書のサンプリング突合を実施するなどし、チェック機能を強化します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課 電 話：072-228-7412 ファックス：072-228-7853
----------------------------	---